

令和4年9月20日

保護者のみなさま

島本町立第三小学校
校長 下村 聡美

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合
の基本的な対応について（令和4年9月）

日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、児童生徒等が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について、令和4年9月20日（火）から以下のとおりに対応いたしますのでお知らせします。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応

- (1) 感染した児童生徒等について、出席停止とします。
- (2) 児童生徒等が濃厚接触者又は教育活動において感染者と感染対策なしで飲食を共にした者と判定された場合は、同様の措置（出席停止）とします。
- (3) 泊を伴う行事等において、感染者と感染可能期間中に同室であった場合は、同様の措置（出席停止）とします。

2 濃厚接触者の特定

保健所による濃厚接触者の特定が実施されないこととなったため、教育活動上の接触による濃厚接触者の候補者の特定は、原則不要となります。ただし、学校における感染拡大を防止するため、感染者等への聞き取りは引き続き実施し、以下の(1)から(3)までの感染者との接触状況に応じた対応を行います（詳細については、別紙「児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について」を参照）。

- (1) 基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食を共にした者への対応
<濃厚接触者として扱わず、5日間の出席停止とします。>

② 学校で感染者と感染可能期間中に接触し、「濃厚接触の可能性の判断（※）」に該当する接触のあった者への対応（①を除く）

<濃厚接触者として扱わず、出席停止となりません>

③ 泊を伴う行事等において、感染者と感染可能期間中に同室であった者への対応

<濃厚接触者として扱い、5日間の出席停止とします>

※濃厚接触の可能性の判断（大阪府健康医療部HPより）

陽性者の感染可能期間中に

・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスクなしで15分以上会話をした者

・車内等で長時間（1時間以上）の接触（「会話」や「共有のものを使用」）があった者

※感染可能期間＝発症日又は検体採取日の2日前から療養終了時まで

3 児童生徒が濃厚接触者と特定又は、教育活動において感染者と感染対策なしで飲食を共にした場合の出席停止期間について

感染者との最終接触日（0日）から5日間又は保健所や医療機関の指定する期日まで出席停止とします。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。

その上で、感染者や濃厚接触者と特定されなかった児童生徒等については、下記「5 臨時休業の実施について」により臨時休業を実施する場合を除き、教育活動を継続します。

4 感染者が判明した日の対応

臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖を行う場合は、感染者等を確認した翌日から原則3日間実施します。

5 臨時休業の実施

(1) 次の場合に臨時休業を実施します。

・直近3日間の感染者、濃厚接触者及び発熱等の体調不良者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とします。

・新規感染者が学級において5名以上確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とします。

6 情報提供

学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業を実施した場合は、当該学校から保護者へメールで以下の内容を提供します。

- ・当該学校で感染者が確認されたこと。
- ・学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業の実施期間

7 児童生徒が感染者となった場合

(1) 有症状の場合（※1）

- ・発症日(発熱等があった日)を0日として、7日目まで自宅待機、かつ症状軽快後24時間を経過していれば翌日から登校可。
- ・現に入院している者(従来から変更なし)
発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過すれば、翌日から登校可。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

(2) 無症状の場合

- ・検体採取日を0日として、7日目まで自宅待機、8日目から登校可。
- ・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、翌日から登校可。

8 児童生徒が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に濃厚接触をした日(0日)から起算して5日間又は保健所や医療機関の指定する期日まで出席停止とします。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。

9 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- (1) 出席停止等の対応は、原則行いません。
- (2) 濃厚接触者が発熱等の症状等がみられる場合は、PCR検査等が行われる前には、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合は、出席停止とします。

10 給食の対応

臨時休業が行われたとき

- ・臨時休業が行われた場合、臨時休業期間中の給食は行いません。
- ・親子給食実施校については、親側の学校が臨時休業となった場合は、子側の学校については、その期間中は弁当持参となります。

11 学校への連絡

コロナ感染の判明や濃厚接触者に特定された場合は、学校に連絡をお願いします。

ただし、時間帯によっては、以下のとおりご連絡をお願いします。

曜日・時間帯	陽性判明	濃厚接触者の特定
① 平日（日中）8時～18時30分まで	学 校	
② 平日（夜間）18時30分～翌朝8時まで ※水曜日は17時30分～翌朝8時まで	本校専用の報告フォーム （L o G o フォーム）	
③ 土日祝日（終日）・学校休校日		

本校専用の報告フォームの利用方法については、別添資料をご参照ください。

島本町立第三小学校専用報告フォームURL

<https://logoform.jp/f/NOETa>

※パソコン・タブレット・スマホ等からアクセスできます。
上記URLは、他人へ公開しないようにお願いします。



ただし、報告フォームが利用できない場合やその他の連絡事項がある場合には、平日の日中（8時から18時30分まで ※水曜日は17時30分まで）に学校に連絡をお願いします。

※島本町立第三小学校 ☎ 075-962-2521